



三昭運輸分会が県本部や地域などの支援を得て 東京社労士会に悪質社労士への対処を要請！

9月6日、神奈川県本部、神奈川県南支部、三昭運輸分会は建交労全国トラック部会と地域労連の支援も得て東京都社会保険労務士会に対して三昭運輸の団体交渉で不適切な対応を繰り返す社会保険労務士の厳正な対処を求める要請行動をおこないました。

JR御茶ノ水駅そばの御茶ノ水ソラシティ アカデミア内に事務所を置く東京都社会保険労務士会の要請には神奈川県本部の伊藤委員長、全国トラック部会の中島副部会長（建交労中央本部執行委員、神田支部委員長）、湘南労連の塚本議長、神奈川県南支部の赤羽特別執行委員と三昭運輸分会の清野分会長、横田副分会長、北川書記長、山崎執行委員、小澤執行委員の5名・合計8名が参加しました。



東京都社労士会が事務所を構えるビルで（参加した仲間）

「社労士会」側からは、常務理事、会員課課長、同課長補佐の3名が対応しました。その常務理事は話し合いの冒頭で、三昭運輸分会の要望に対する対応が遅れた理由と、今回の事案に関わる今後の「社労士会」の手続き（業務監察等委員会での審議⇒当該社労士からの事情聴取⇒正副会長会⇒綱紀委員会⇒理事会）等について説明がありました。

この説明によって「社労士会」は、6月13日付で建交労に示した文書回答のなかの「当会は事実認定の場ではない」ことから、貴組合との協議の機会につきましては、見送らせていただきたく」という主張を撤回したことになりました。

この説明を受けて伊藤県本部委員長が口火を切り、三昭運輸に関わる社労使に対する「社労士会」としての明確な対処を求めました。

その後、清野分会長、赤羽、全国トラック部会の中島副部会長、湘南労連の塚本議長、北川分会書記長らが三昭運輸団体交渉での社労士の悪質な振る舞いや他県でも労使関係を悪化させている実態などを告発して「社労士会」の厳正・公正な対応を求めました。

- 東京社労士会の会則第43条の2には、会員は、適正な労使関係を損なう行為をしてはならない。と明記され、同条・同項の2では、本会は、会員が業務を行うにあたり、事業における適正な労使関係が損なわれないよう指導するものとする。とあります。
- 第50条は、会員に対する処分を(1)訓告、(2)会員権停止、(3)脱会勧告としています。

悪質社労士を徹底して追求するたかひとともに、全分会からは神奈川県労委での勝利をめざす団体署名と個人署名のとりくみを強化してください。

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

2018年 月 日

住 所 _____

団体名 _____ ⑩

代表者 _____ ⑩

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用」をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

2018年 月 日

名 前	住 所	サイン

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部

〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

味の素株式会社
代表取締役・取締役社長・最高経営責任者
西井 孝明 様

味の素物流株式会社
代表取締役社長
田中 宏幸 様

2018年 月 日

畠野由美子さんの運転手への復職を求める署名

味の素物流株式会社（前関東エース物流(株)）のトラック運転手として約7年間勤務してきた畠野由美子さんは、事故を起こしたことを理由に昨年（2017年）12月に運転手の仕事を降ろされ、それまでまったく経験のない事務職に移されました。

その結果、畠野さんの月額収入は約6万円も減少して生活が困窮しているとともに、元々はトラック運転手を希望して採用された畠野さんが、慣れない事務職を約半年間も続けるなかでストレスが溜まり精神的にも追い詰められてきています。畠野さんは、こうした状況から開放されるために一日も早く運転業務に戻りたいと願っています。

会社が畠野さんをトラック運転手から下ろした理由とする「油漏れ事故」の背景には、昼食休憩も取れない過酷な業務を強いられたことによる可能性が高く、また、帰宅途中の交通事故は畠野さんの不注意が原因とは言え、法的な処罰もなく会社に損害はありませんでした。

それまでの畠野さんは、関東エースのトラック運転手として何ら問題もなく業務を遂行してきた真面目な従業員であり、今後もトラック運転手として会社に貢献できる人材です。

私たちは、その畠野さんを一日も早くトラック運転手に復職させることを強く求めます。

わたくしは上記の目的に賛同して署名します。

氏 名	住 所	サイン

取り扱い団体
全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部
〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子 706 号